

令和 3 年度 第 1 回

府中市都市計画審議会議事録

令和 3 年 7 月 8 日開催

府中市都市計画審議会
議 事 日 程

令和3年7月8日（木）午前9時30分
西庁舎3階第2・3・4委員会室

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 会長の選任について
- 日程第3 会長代理の指名について
- 日程第4 議席の指定について
- 日程第5 第1号議案 府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて
- 日程第6 第2号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更
- 日程第7 第3号議案 府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る原案
- 日程第8 報告(1) 府中都市計画道路の進ちよく状況について
(2) 府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について
- 日程第9 その他

午前 9 時 3 0 分開会

【次長】 それでは、ただいまから、府中市都市計画審議会を、開会させていただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、まず、委嘱状の伝達につきまして、本来ならば、市長から委員の皆様お一人おひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもって委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、高野市長からご挨拶を申し上げます。

【市長】 皆様、おはようございます。府中市長の高野律雄でございます。

このたびは、府中市都市計画審議会委員への就任をご依頼いたしましたところ、快くお引き受けを頂きまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろより府中市政の各般にわたりご理解とご協力を頂いておりますことに、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

さて、わが国では、人口減少や少子高齢化が全国的な社会問題となっております。さらに、近年は、気候変動による気象災害の頻発化や激甚化が懸念されています。本市におきましても、水災害をはじめとした災害に強いまちづくりを推進するため、府中市都市計画に関する基本的な方針を令和 3 年度中に改定する予定としております。

委員の皆様には、今後 2 年間にわたり、ご指導、ご審議を賜り

たいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

結びに、委員の皆様のお一層のご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【次長】 ありがとうございます。

委員の皆様には、大変恐縮でございますが、市長は他にも公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。ご了解いただきたいと存じます。

(市長退席)

【次長】 本日は、新たな委員の皆様による最初の会議でございますので、本来であれば委員の皆様にご自己紹介をお願いしているところではございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会議の開催時間を短縮するため、大変恐縮ではございますが、お手元の府中市都市計画審議会委員名簿に代えさせていただきますと存じます。また、事務局の職員の自己紹介につきましても、同様にお配りした席次表に代えさせていただきますと存じます。それでは、議事日程に従い、進めていただきたいと思います。会長はまだ選任されておられませんので、会長が決まるまでの間、会議の進行役を務めていただく方を決めたいと思います。

いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

【次長】 ただいま事務局一任とのお声をいただきましたので、学識経験者の方の中から、大変恐縮ではございますが、〇〇委員に進行役をお願いしたいと存じます。

〇〇委員、議長席へ移動をお願いいたします。

【〇〇委員】 ただ今ご指名をいただきました、〇〇でございます。会長が選任されるまで、進行役を務めさせていただきたいと思っております。では、座らせていただきます。

それでは、早速、会議に入りたいと思いますが、会議を開催するに当たりまして、本日の委員の皆様の出欠の状況でございますが、〇〇委員が欠席されるという連絡を頂いております。また、〇〇委員が少し遅れるということでございます。また、〇〇委員がご都合により欠席のため、本日は代理として、府中警察署、〇〇交通課長様にご出席いただいております。よろしく願いいたします。

会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

続きまして、本日の審議会を開催するに当たりまして、傍聴希望者が2人おられます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【〇〇委員】 それでは、異議なしの声がありますので、傍聴者の入室まで、しばらくお待ちください。

(傍聴者入室)

【〇〇委員】 それでは、始めたいと思います。

事前にお配りしております資料の議事日程に従いまして、最初に、会議の運営に係る事項としまして、仮議席、会長、会長代理、及び議席を決めていただき、その後、議案を審議していきたいと思っております。

それでは、議事日程に従い、進めさせていただきます。

まず、日程第1でございますが、「仮議席の指定について」で

ございますが、これにつきましては、現在、着席されている席でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【〇〇委員】 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしとのことですので、仮議席につきましては、現在、着席されている席とさせていただきます。

次に、日程第2、「会長の選任について」でございます。

府中市都市計画審議会条例第6条に、「会長は、学識経験者として任命された委員のうちから選出する」と定められております。

従いまして、学識経験者として任命された、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、そして私の6名の中から、選出することになります。

それでは、会長の選任について、いかがいたしましょうか。

【〇〇委員】 はい。

【〇〇委員】 はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 すいません。いろいろな要職に就かれて、経験も豊富な〇〇委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 ただ今、〇〇委員から、〇〇委員を会長に推薦するのご意見を頂きましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【〇〇委員】 はい、ありがとうございます。それでは、ご異議ないので、〇〇委員に会長をお願いいたします。

会議の進行のご協力、ありがとうございました。

(〇〇委員自席に戻る)

【次長】 ○○委員、ありがとうございます。

それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に、「審議会の議長は会長が当たる」と規定されておりますので、ただ今、会長に選任されました○○会長に、議事の進行をよろしくお願いいたします。

では、○○会長、議長席に移動をお願いいたします。

(○○会長議長席に移動する)

【議長】 皆さん、こんにちは。ただ今、会長にご指名を頂きました○○でございます。皆様方のお力添えを頂く中で、都市計画審議会を円滑に運営していきたいと思っておりますので、何卒、お力添えを賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、議事日程に従いまして、進めていきたいと思っております。

日程第3、「会長代理の指名について」を議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 はい、ありがとうございます。異議なしということでございます。

会長代理を指名させていただきます。○○委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○○委員、一言ご挨拶をお願いします。

【○○委員】 ただ今、会長代理にご指名いただきました○○でございます。微力ではございますけども、会長をしっかり補佐し

て、円滑な会議の運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

【議長】 ありがとうございます。

次に、日程第4、「議席の指定について」を議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会運営規則第4条に、「委員の議席は、あらかじめ会長が定める」とされております。現在、着席されている席を議席に指名したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【〇〇議長】 はい。「異議なし」ということで、今、お座りいただいている議席をそのまま決めさせていただきます。

次に、本日の会議の議事録の署名について、決めたいと思います。

府中市都市計画審議会運営規則第13条2項に、「議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されております。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【〇〇議長】 異議なしということで、指名させていただきます。

本日の議事録署名につきまして、議席番号1番、〇〇委員と、議席番号2番、〇〇委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

それでは、議事日程に従いまして進めていきたいと思ひます。

日程第5、第1号議案、「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて」を、議題といたしたいと存じます。事務局から、説明をお願いいたします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【〇〇議長】 はい、課長補佐、よろしくお願いします。

【計画課長補佐】 本方針は、平成14年に全体構想、平成22年に地域別構想をそれぞれ策定しました。平成24年には、調布基地跡地都市整備用地利用計画の変更に合わせて一部改定いたしました。本方針の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。国や東京都において法改正や上位計画の改定の動きに対応するため、平成27年から平成28年にかけて、現行の方針の評価及び改定に向けた方向性を整理しました。

第1号議案と書かれている赤色のインデックスの次の次のページをお開きください。右上に〈参考〉と書いてあるページでございます。こちらが「都市計画に関する基本的な方針の見直しについて」の諮問文書です。専門的な議論をするため、府中市長から都市計画審議会会長へ諮問がありました。

諮問を受け、都市計画審議会の下部組織として、本審議会の学識経験者5名と臨時委員2名からなる7名で構成されております、都市計画マスタープラン改定検討部会を設置し、平成29年6月5日に第1回都市計画マスタープラン改定検討部会を開催し、本年6月10日まで調査審議を重ねてまいりました。

見直し案策定にあたり、市民の意見も取り入れております。まちづくりに関する意見交換会を4回、アンケートを1回、オープンハウス形式でのパネル展示を実施し、市民の方々のご意見を聴取しております。

そしてこの度、見直し案をとりまとめましたので、本日はご報告するものです。なお、ご報告にあたりまして、都市計画マスター

プラン改定検討部会の部会長であります、東京工業大学の〇〇教授にお越しいただいております。

〇〇部会長からご報告していただくとともに、事務局からも詳細説明をいたします。以上でございます。

【議長】 はい、ありがとうございました。

それでは、〇〇部会長に入室していただきたいと存じます。しばらくお待ちくださいませ。

(〇〇部会長入室)

【議長】 はい。〇〇部会長、入室されたので、これから進めていきたいと思えます。

まず、〇〇部会長から見直し案の報告を頂くとともに、事務局から詳細説明ということでございます。

それでは、〇〇部会長、よろしく申し上げます。

【部会長】 はい。皆さん、おはようございます。都市計画マスタープランの改定部会長を務めてまいりました〇〇と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

最初に、私から全体的なお話をさせていただいて、その後、詳細の内容については、事務局よりご説明いただくという形とさせていただきます。

府中市の都市計画マスタープランにつきましては、諮問を頂いたのが平成29年6月ということで、だいぶ昔になるんですけども、以降、改定部会といたしましては、16回にわたりまして議論を重ねてまいりました。先月、6月が最終の16回目ということで、そこで本日の案をまとめさせていただいたという過程になっております。

中身については大きく3つ議論をさせていただいたと思っております。

1つ目は、国のまちづくりの方針としての「コンパクト・プラス・ネットワーク」ということを、府中市でどのように展開していくかという点だったかと思っております。これにつきましては、拠点をしっかりと定めるということ、それから拠点同士をつなぐネットワークをどのように作り、これを今あるものについては改善していくかといった点だったかと思っております。こちらは「都市の構造」と呼んでおりますけれども、この都市構造をしっかりと定めましょうということ、拠点を明示するという、それから拠点間のネットワークについては、移動をできるだけ円滑に進めていけるようにということで交通ネットワークを中心に、かなり議論を重ねて検討いたしました。

その結果、比較的、明確に府中市の都市構造図を表すことができたのかなと思っております。今後、「コンパクト・プラス・ネットワーク」は絵に描いただけではなかなか進みませんので、その他の施策もそうですけれども、このマスタープランに従って、まちづくりをぜひ進めていっていただければと考えております。

2つ目は、安全・安心についてだいぶ時間をかけて議論をさせていただいたと思っております。もちろん地震災害もそうなんですけれども、昨今、頻発化しております水災害への対応についても時間をかけて議論をさせていただきました。

今回のマスタープランの改定の1つの特徴は、前は、都市計画の要素別、領域別というんでしょうか、基本的には市役所内の部署に対応した形で方針が記載されていたわけです。今回は、そ

それぞれの部署ごとではなくてテーマ別ということで、大きく5つのテーマで記載をさせていただきました。その中の1つにございますのが、安全・安心ということで、ここで大きく、安全・安心に関する方針を取りまとめさせていただきました。ただ、安全・安心は、ここに書いてあるということよりも、やはり地域でリスクをどのように受け止めていただくかということが非常に大事だと、個人的には思っております。

ここに書いてある方針を基に、それぞれの地域の災害のリスク等をしっかりと受け止めていただいた上で、より詳細なまちづくりを進めていただく、そのための指針というような形で、今回まとめることができたのかなと感じているところでございます。

それから3つ目は、昨今の急速な技術の進展にどのように対応していくかということで、こちらも議論は、結構、部会の中ではあったんですけども、このプランの中には記載しきれておりません。しかし、コラムという形で、そういったことにも触れさせていただく形とさせていただきました。例えば、交通で言えば自動運転とか、あるいは安全・安心で言えば、避難の情報をどのように皆さんに届けるか。いろいろな新しい技術が開発されてきております。一般的には「スマートなまちづくり」と呼んでいるわけですけども、そういった点にも、これからどんどん取り入れて進めていっていただけるように、また市民の皆さんも含めて関心を持っていただけるように、このマスタープランの中で、いくつかトピックとして取り上げさせていただいております。

最後に、マスタープランを検討するときには、当然、市民の皆さんの参加が非常に重要です。これについては、当初よりいろい

ろと努力をしてまいりましたけれども、実は新型コロナウイルスの影響がございまして、この1年間はなかなか従来行っていたような参加の形式が難しいということがあったと思います。その中でも、オープンハウスといったような、新しい、これまで府中ではあまりしてこなかった試みを取り入れていただきながら、できるだけことはしてきたというつもりでございます。そういう意味では、コロナ禍の中で市民の皆さんと一緒に、従来であればワークショップを重ねるといったようなところが期待をされていたんですけれども、なかなかそういうところまでは至らなかったという事情もあるということをご理解いただければと思います。

私からは以上でございますので、内容につきましては事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。

事務局から、詳細についてご説明をお願いします。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

それでは、「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直し案」につきまして、資料を用いましてご説明いたします。

お手元の資料で赤インデックスの序章のページをお開きください。2ページでは、改定の背景と目的について記載しております。2段落目をご覧ください。国においては、都市の国際競争力の強化や人口減少時代のコンパクトな都市づくり、社会資本の長寿命化と有効活用の推進等を図るため、都市計画法などを改正しました。また、東京都におきましては、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」及び「都市づくりのグランドデザイン」の策定、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改

定等が行われました。

本市におきましては、都市計画に関する基本的な方針の改定後概ね10年が経過し、法改正や上位計画の改定に対応するため、府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しを行うこととしました。

4ページをお開きください。ここでは、位置付けにつきまして、記載しております。府中市都市計画に関する基本的な方針は、都市計画法第18条の2の規定に基づくものとして、「府中市総合計画」、先ほど申しあげました東京都の「都市づくりのランドデザイン」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画に即して策定します。また、本市の都市整備の方向性を示す基本計画として位置付けられております。

6ページをお開きください。ここでは、改定の基本的な考え方につきまして、記載しております。

(1) 計画期間は、概ね20年後を見据えた計画であり、令和3年度から令和23年度までとしております。

(2) 将来人口につきましては、2030年(令和12年度)頃をピークに減少に転じると予想しております。本計画は、これらの将来人口の予測を前提とし、人口構造の変化によって生じる課題への対応を考慮した計画とします。

8ページをお開きください。「改定のポイント」について、4点ほどありますのでご説明いたします。

はじめに、「①要素別・分野別からテーマ別まちづくり方針へ転換」でございますが、複数の分野にまたがった、課題を解決するために、要素別・分野別からテーマ別へと再構成し、基本目標の実現

に向けたまちづくり方針を定めております。

次に、「②震災、水災害、土砂災害等の災害対策への対応」でございますが、従来では想定できない規模の災害が全国的に発生していることから、災害に対応できるまちづくりの方針を策定しております。

次に、「③社会情勢や新技術への対応」でございますが、ICT等の新技術を積極的に活用したまちづくりを目指すものとしております。

最後に、「④地域の特性をいかした地域の将来像や身近なまちづくりへ特化」でございますが、各地域での共通事項を「全体構想」へ移行し、地域特性や地域で重視するまちづくりに特化した構成としております。

続きまして、第1章についてご説明します。この章におきまして、府中市の現状や特性を把握し、まちづくり方針につながる課題を分析しております。

10ページをお開きください。「第1章 府中市の現状と課題」といたしまして、

「1 府中市の都市形成の経緯」、「2 広域的な府中市の特性」、「3 府中市の現状」として、人口動向、都市機能などといった現状を分析しています。

これらから導きだされた課題を25ページに、「4 まちづくりの主要課題」として記載しております。

続きまして、29ページをお開きください。29ページからは「第2章 まちづくり方針（全体構想）」を記載しております。

「1 将来都市像」でございますが、都市計画に関する基本的

な方針は、「府中市総合計画」等の上位計画に即し、定めることとされていることから、本計画の将来都市像については、第7次府中市総合計画を踏まえ、『きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中』と設定しております。

30ページをお開きください。「2 基本目標」でございますが、将来都市像を実現するため、現状と課題から抽出した8つの主要課題から5つの基本目標を設定いたしました。

基本目標1、にぎわいと活力のあるまちづくり、2、誰もが快適に移動できるまちづくり、3、水と緑・環境と共生するまちづくり、4、魅力ある住環境を維持するまちづくり、5、安全・安心のまちづくり、この5つの目標を実現するため、土地利用方針及び基本目標に対応した5つのテーマ別のまちづくり方針を定め、施策を展開してまいります。

31～34ページは、「3 土地利用方針」でございます。

土地利用方針は、5つのテーマ別まちづくり方針に関わる包括的な方針となっております。ゾーンの数としましては、現行計画の10ゾーンから14ゾーンとなっております。

追加したものとしては、33ページの「⑦工業維持ゾーン」34ページの「⑫大規模土地利用誘導ゾーン」、「⑬沿道型土地利用ゾーン」「⑭農住共存ゾーン」です。また、35ページは、土地利用方針図でございます。

37ページをお開きください。ここからは、「テーマ別まちづくり方針」につきまして示しております。

1つめのテーマ、「(1) にぎわいと活力のあるまちづくり」につきまして、基本的な考え方と6つの拠点の特性を記載いたしま

した。

38ページをお開きください。「①にぎわいのある拠点市街地の形成」といたしまして、各拠点におけるにぎわいのある拠点市街地の形成に向けた方針や、39ページに移りまして、「②にぎわいのある商店街の育成」、「③ものづくり産業の立地環境の維持・強化」、「④都市農業をいかしたまちづくり」、40ページに移りまして、「⑤歴史や文化を観光にいかしたまちづくり」、「⑥公共公益施設の最適化」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

41ページをご覧ください。こちらは、にぎわいと活力のあるまちづくり方針図でございます。「にぎわいある拠点市街地の形成」に関わる拠点などを示しております。

次に、43ページをお開きください。2つめのテーマ、「(2)誰もが快適に移動できるまちづくり」について基本的な考え方を記載いたしました。図1は、道路及び公共交通ネットワークを広域から地域内まで階層的に示した概念図でございます。

44ページをお開きください。「①幹線道路ネットワークの充実」、「②安全で快適な生活道路環境の形成」、45ページに移りまして、「③公共交通ネットワークの維持・充実」、46ページに移りまして、「④交通結節点機能の充実」、「⑤交通バリアフリーの推進」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

47ページをご覧ください。こちらは、誰もが快適に移動できるまちづくり方針図でございます。「幹線道路ネットワークの充実」に関わる都市計画道路等の広域連携軸や、「公共交通のネットワークの維持・充実」に関わる鉄道軸などを示しております。

次に、49ページをお開きください。3つめテーマ「(3)水と緑・環境と共生するまちづくり」について基本的な考え方を記載するとともに、「①公園・緑地等の整備及び有効活用」、50ページ、51ページに移りまして、「②水と緑のネットワーク形成」、「③緑のまちづくり(緑の保全と創出)」、「④環境共生のまちづくり」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

53ページをお開きください。こちらは、水と緑・環境と共生するまちづくり方針図でございます。緑の基本計画2020において位置付けされております「水と緑のネットワーク形成」に関わる緑の拠点や軸などを示しております。

次に、55ページをお開きください。4つめのテーマ「(4)魅力ある住環境を維持するまちづくり」につきまして基本的な考え方を記載するとともに、「①住環境に配慮したまちづくり」、56ページ、57ページに移りまして、「②身近な暮らしを支えるまちづくり」、「③ユニバーサルデザインによるまちづくり」、「④健康づくりを目指したまちづくり」「⑤魅力ある都市景観の形成」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

次に、59ページをお開きください。こちらは、魅力ある住環境を維持するまちづくり方針図でございます。「魅力ある都市景観の形成」に関わる景観形成推進地区などを示しております。

次に、61ページをお開きください。5つめのテーマ「(5)安全・安心のまちづくり」について基本的な考え方を記載するとともに、災害対策をより一層強化するため、「①震災に強いまちづくり」、62ページ、63ページに移りまして、「②水災害対策の推進」、「③土砂災害対策の推進」、「④震災後の復旧・復興」、「⑤災

害時の共助の体制づくり」、「⑥避難場所・避難所機能の充実」、「⑦日常の安全・安心の確保」に向けた方針につきまして、それぞれ記載しております。

65ページをお開きください。こちらは、安全・安心のまちづくり方針図でございます。「震災に強いまちづくり」に関わる延焼遮断帯、「水災害対策の推進」に関わる浸水想定区域などを示しております。

次に、67ページからは、第3章「地域別まちづくり方針（地域別構想）」について、記載しております。

今回の改定にあたりましては、まちづくり方針を5つのテーマ別に再編集するとともに、地域特性に特化した記載としております。

68ページ、69ページをお開きください。「1 地域別まちづくり方針の目的」では、市民の日常生活圏におけるまちづくりの方針を示すとともに、地域ごとの具体的な都市施設の整備方針やまちづくりの取組方針を示すことを目的としています。「2 地域別まちづくり方針の地域区分と改定方法」では、地域区分につきましては、現行の計画と同様に設定しております。今回の改定で第1地域（北東部）のように方位でも表しました。

また、改定方法につきましては、各地域の団体の代表者による「まちづくりに関する意見交換会」を開催し、意見交換会での意見を基に関係機関との調整を行い、取りまとめています。

71ページ以降は、各地域の内容となりますが、第1地域から第8地域まで、同じ構成となりますので、71ページから記載しております。第1地域を例として、構成と概要につきましてご説

明いたします。青インデックスでお示ししております第1地域の、72ページをお開きください。72ページから76ページにかけては、「1 地域の現状・動向」といたしまして、地域別まちづくり方針の前に、地域の現況、動向や課題などを整理しております。

77ページに移りまして、こちらは、地域の将来像及びまちづくりの目標を記載しております。

78ページをお開きください。ここからは、まちづくりの課題に対しまして、まちづくり方針を全体構想でお示しした5つのテーマ別に示しております。「(1) にぎわいと活力のあるまちづくり」では、「駅周辺の商業等の活性化」といたしまして、多磨駅、武蔵野台駅や白糸台駅について、また、「調布基地跡地の土地利用」といたしまして、都市整備用地や下水処理場用地の利用方針を記載しております。

79ページに移りまして、こちらは、「にぎわいと活力のあるまちづくり方針図」で、地域内の土地利用方針や都市計画道路等を示しております。

80ページ、81ページをお開きください。「(2) 誰もが快適に移動できるまちづくり」では、「都市計画道路の整備」や「生活道路の改善整備」、「道路のバリアフリー化」などにつきまして記載しております。

82ページをお開きください。「誰もが快適に移動できるまちづくり方針図」で、地域内のバリアフリーに配慮した整備検討路線や生活道路整備検討路線などを示しております。

83ページに移りまして、「(3) 水と緑・環境と共生するまちづくり」では、「浅間山公園周辺の緑の拠点の形成」や「府中崖線周

辺の水と緑の軸の形成」、84ページに移りまして、「農地の保全・活用」などにつきまして記載しております。

85ページに移りまして、地域別の「水と緑・環境と共生するまちづくり方針図」で、地域内の緑の拠点や都市公園・緑地などを示しております。

86ページをお開きください。「(4) 魅力ある住環境を維持するまちづくり」では、「農をいかしたまちづくり」、「浅間山の自然環境と調和したまちづくり」などにつきまして記載しております。

87ページに移りまして、「(5) 安全・安心のまちづくり」では、「木造住宅市街地の防災性の向上」、「土砂災害対策の推進」や「防犯まちづくりの促進」などにつきまして記載しております。

88ページをお開きください。「安全・安心のまちづくり方針図」で、地域内の火災の危険が心配されるところや家屋倒壊等氾濫想定区域等を示しております。

89ページに移りまして、「4 重点的な取組」を記載しております。現行の計画からの時点修正とともに、駅周辺（多磨駅周辺、白糸台・武蔵野台駅周辺）のまちづくりの推進などにつきまして記載しております。

ここまでが、地域別まちづくり方針の第1地域の内容でございます。他の地域もこの様な構成となっております。220ページまでに記載のとおり、全8地域ございます。

続きまして、第4章「まちづくりの実施方針」につきまして、ご説明いたします。

222ページをお開きください。「1 まちづくりの進め方」では、「(1) 市民・事業者・市の協働のまちづくり」、「(2) 地域の

特性を踏まえたまちのルールづくりの推進」、「(3) 地域の特性を踏まえた良好な開発事業の誘導」、223 ページに移りまして、「(4) 市民との協働推進のための仕組みの充実」につきまして実施方針を記載しております。

225 ページをお開きください。「2 効率的・効果的なまちづくりの推進」では、「(1) 総合的なまちづくり施策の推進」の中で、改定のポイントである新技術への対応として、「(3) 社会情勢の変化・技術革新への対応」についての記載をするとともに227 ページに移りまして「(2) 都市計画手法等の活用」、230 ページに移りまして「(3) 公共施設・インフラマネジメント」につきまして実施方針を記載しております。

231 ページをお開きください。「3 都市計画マスタープランの見直し・評価」では、「(1) PDCA サイクルによる継続的改善」といたしまして、総合計画に位置付けられている施策や事業を、各個別施策により実施し、評価、検討をした結果をもとに、社会、経済の変化に合わせて、本計画の柔軟な見直しを検討することとしています。

続きまして、別紙をご覧ください。令和2年12月10日に開催された府中市都市計画審議会において、いただいたご意見に対する対応の一覧で、対応結果として一番右の各ページに反映しております。番号1から3につきましては、先ほどのご説明と重複いたしますので割愛いたします。番号4は「検討」という文言が多いというご意見に対し、見出しに使われている「検討」という文言を見直したものでございます。その一覧は裏面にまとめてあります。

以上が府中市都市計画に関する基本的な方針見直し案の内容でございます。

本日の府中市都市計画審議会で見直し案が了承されれば、府中市都市計画審議会の〇〇会長から高野市長に答申をしていただきます。答申文書を第1号議案の最初に添付していますので、ご覧ください。読み上げさせていただきます。

平成29年2月17日付28府都計発第111号で諮問のあったことについては、次のとおり答申します。

1 府中市都市計画に関する基本的な方針は別添の見直し案の内容を踏まえて改定してください。

以上が答申文書でございます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。

答申の後、見直し案を踏まえ府中市都市計画に関する基本的な方針改定案を作成し、その改定案について9月に1か月間、パブリックコメントを実施する予定です。

パブリックコメント実施後に市民からの意見を踏まえ、必要に応じて改定案を修正し、11月に開催予定の「府中市都市計画審議会」に「府中市都市計画に関する基本的な方針」を付議する予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと存じます。

審議につきましては、まずご質問やご意見を頂き、最後に採決という順序で進めたいと存じます。よろしくご協力を頂きたいと

存じます。

それでは、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【〇〇委員】 はい、議長。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 座ったままで失礼します。

今年より市民委員として選んでいただきました〇〇と申します。よろしく申し上げます。

オープンハウスなどにも行きまして、拝見させていただきました。テーマ別になっていて、とても現代のいろいろな課題に対応した良い都市計画マスタープランだなと思っていまして、せっかく選んでいただいたので、この場で質問したいと思います。3つあります。

1つ目が、計画期間について20年とありますけれども、上位計画の総合計画は、8年間と書いてありました。そちらよりも、当然、都市のことなので長いというのは分かるんですけども、途中で見直しをすると先ほどご説明も頂いたんですけども、その期間の違いについて、どのように考えておられるのかということをお聞きしたいです。

2つ目が、東京都のグランドデザインなどには、昨今、社会でよくいわれているESGとか、環境社会、あとガバナンスといったところを書いてあったり、SDGsも流行っていると思うんですけども、そういった点の言及が都市計画マスタープランではされないのかということをお聞きしたいです。特にエネルギーのこととか低炭素に関しては、もう少し記載があってもいいのかなと私は思いましたので、府中市がエネルギーについてどのように

考えているか、あと低炭素対策、気候変動について考えておられるのかというのを知りたいです。

3つ目が少し調べたんですけれども、本市の立地適正化計画が案で出ていると思うんですけれども、それとの関係がどうなるのか。まちを見ていると、ハザードマップで危ないとされているところに、新しく農地がなくなって開発がされているようなところをたくさん見かけます。何かあったときにとても危ないところに開発がなされてしまうというのに危機感というか、危ないのではないかと思っている人が多いのではないかと思っています。その辺りについて、こちらに書くことではないのかもしれないんですけれども、どのように考えておられるのかも知りたいです。以上です。

【議長】 ありがとうございます。〇〇委員から、3点、ご質問を頂きました。

【次長】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【次長】 申し訳ございません、順番が異なるんですが、立地適正化計画に関するところにつきまして、私から答弁させていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり、本市においても立地適正化計画の策定ということで、平成30年から検討をしていたところでございます。こちらにつきましては、都市計画マスタープラン検討部会でもご議論いただいた中で、策定を検討してきたところでございます。

立地適正化計画を公表に至る直前で、一部の市民の方、あるいは一部の団体の方から、計画に反対するというようなご意見を頂

いた中で、再度の検討が必要であろうということで、反対をされてきた市民の方、あるいは団体の方と、何度か議論を重ねているところではございます。そのような議論を重ねている中で、国の法改正があったり、あるいは防災指針の策定等が示されておりますので、そういった国の動向を注視してきたというのが現状でございます。

法改正あるいは指針の策定というところがここで明確に国から示されましたので、本市としても、委員からご指摘があった浸水想定区域でのまちづくりをこれからどうしていくかということは、改めて災害に強いまちづくりをするために必要だと考えておりますので、立地適正化計画の検討を、現在、並行して進めているところでございます。

詳細の部分につきましては、立地適正化計画自体が都市計画マスタープランの一部を成すというような法律の体系になっておりますので、詳しいことはこの都市計画マスタープランの中ではうたわれておりませんが、検討を進めていく立地適正化計画の中で、そういった部分の検討を改めてしていきたいと考えております。以上でございます。

【議長】 はい。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 すいません、1点目と2点目の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の総合計画との計画期間の違いに関する考え方でございますが、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、まちづく

りの計画ということでございますので、ある程度、長期での期間を設定しているところでございます。また、今回の改定も同様でございますが、状況の変化、上位計画の改定状況等に合わせ、その都度、ある程度の期間を区切って、評価、見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のエネルギーや低炭素についての考え方でございますが、東京都のグランドデザインの記載ということは、承知はしているところではございますが、かなり広域な範囲での対応が求められるものでございますので、市でできることというのにも限られている状況というところで、今回のこの都市計画マスタープランには記載をしていないところでございます。今後、個別の計画等で、そのようなところへも言及していく必要があるかと考えております。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。説明が終わりました。

〇〇委員、何かございませんでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【議長】 他に、ご意見やご質問はございますか。はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。お世話になります。

86ページなんですけど、東京外国語大学との連携したまちづくりってところがございます。

ここは全国から学生が集まっています。全世界から留学生が府中にいらしております。やっと対面授業ができるようになりました。

府中に来ていながら、地方からおいでになっていながら、全く府中を知らないという学生が多いです。ぜひ、出前授業を多くしていただいて、いろんな形で学校との連携をもっとつくっていただけたらありがたいと思います。

と申しますのは、私は今、一般聴講生と申しますが、15年ぐらい通っています。万年、卒業はしないんですけれども、大変楽しく学生たちとお話をしています。ところが昨年から今年にかけて聴講生は中止です。来年になったら聴講生システムがまた動くとは思いますが。

ここで私の提案を申しあげたいのは、府中市の広報をもっとやっていただきたいんですね。全国に府中市を知っていただくためには、若い人たちが、府中に行って良かったと、府中市で生活して良かったという思いをぜひ持っていただきたいと思います。15年通っていながら、私は着付けクラブをつくって15～16年前から学生たちに着物の着付けを教えて、日本の伝統文化、そして府中の良さを皆様に申しあげているんですが、個人でできることって限られているんですね。ですからぜひ出前授業、何でもいいと思うんですよ、まちづくりでもいいし。授業の中でやっていただけるものを、大学側と話をしていただいて、府中の広報紙をもっと置いていただくとか、前向きにもっと対応していただけたら。若い人たちが4年ないし6年とか府中にいらっしゃるわけですから、第2のふるさとで、やはり府中の良さをもっと知っていただける方法を考えていただきたいと思います。

以前は、旧岩崎邸のボランティアガイドをしていたので、留学生会館に岩崎邸のご案内を英語版と日本語版、置いていただきま

した。それから国宝の迎賓館赤坂離宮のボランティアをしております。府中市では私1人なんですけど、これも迎賓館の資料、日本語版と英語版と置いていただきました。ぜひ、府中市の市内のマップ、それから、ちゅうバスの時刻表、そういうものを置いていただいて、もし印刷の関係で無理でしたら、普通の印刷でいいと思うんです。そのような広報紙を留学生会館なり、広報なり、アゴラホールというところにもラックがあるんですけども、そういうところに置いていただくなり、少し世の中の事情が変わってから、もっと府中を宣伝していただいて、もっと府中が繁栄するように。

結局、学生たちは、市内に来るとご飯を食べます。それからお菓子を買ったり、洋服を買ったりして帰ります。そういうことを、もっと府中市が応援してあげてもいいと思うんですね。学生たち、独りぼっちですよ。今、学校で人に会えないという。ようやく対面授業。それで松山から来ている女の子は、8か月ぐらい人に会ってないんですよ。長崎の女の子もそうです。だから私は府中に呼んで一緒にご飯を食べたり、自宅に呼んで抹茶を立てて一緒にいろんな会話をしたり。やっぱりせつかく府中にみえたんだったら、学生たちを大切にしていってあげたらいいと思います。そしたら、もしかしたら定住するかもしれないじゃないですか。

やっぱり府中の魅力を発信して、若い人たちに思い出をつくらせて、いろいろいいところを見ていただくことによって、全体が回っていくと思います。府中市もやっとなぎやかになってきましたけれども、ぜひ前向きに、市の皆様も委員の皆様も、若い人たちが動けるような、いろいろなことを考えていただけると私もあり

がたいなと思います。留学生たちも喜んで来ますよ、いろんなイベントがあると。だから、これから来年に向けて活性化するような対策も、それからほんのちょっとしたことなんですけれど、前向きにぜひ検討していただければありがたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

【議長】 ○○委員、どうもありがとうございました。

他に、何かございますでしょうか。それでは、○○委員、どうぞ。

【○○委員】 はい。ご指名ありがとうございます。

私が住んでいる地域は、西原地区ということもありまして、第5地域を主にこれまで見させていただいています。質疑はございませんが、意見があります。

提示いただいた、この155ページのところをちょっと拝見しますと、これから都市計画道路の府3・2・2の2号、また府3・4・5号、そういったところの土地活用等も含めてこの計画づくりに反映していただいていることは、とても評価したいと思います。

また、この図を見ると、155ページの西原町一丁目の部分が、工業維持ゾーンになっておりますけれども、実質的に、大規模な商業施設の地域にもなっていると思うんですね。今後、この計画で、これからパブコメをして頂いたり、また改めてこの都市計画審議会でも諮られるとは思いますが、実情の部分とここに掲げているこの工業維持ゾーンとの整合性っていうのが、もうちょっと分かりやすくできたらいいのかなという印象は持ちました。

ただ、土地活用の仕方では実際には工業維持ゾーンにした方がいろんな意味で融通が利くといえますか、そういった部分は確かにあるかなと思います。

いずれにしても、今回、答申ということで出されて、これからパブコメをして頂くところですから、いろいろな意見が出ましたら、その都度いろいろご検討いただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

以上でございます。意見のみでございます。

【議長】 はい、〇〇委員、どうもありがとうございます。ご意見として承ります。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 はい。〇〇でございます。一つの質問と一つの意見を述べさせていただきたいと思います。先ほど、〇〇部会長様より、安心・安全について時間をかけてしっかり議論させていただいたと、心強いお話も頂きました。ありがとうございます。

そうした中で、やはり、今、求められているのは、先日も大変な災害がありまして、厳しい報道がなされていますけれども、やはり水災害の対応っていうのが、今、一番、府中市では考えられることではないのかなと思います。そうした中で、国は、多摩川の川底の掘削を進めようとしています。これは非常に大事なことだと思いますが、こうした場合、特に第7地域の199ページを見ていただければより分かりやすいと思うんですが、この地域が一番該当していくのではないかなと思います。

掘削等を進められた場合には、ハザードマップ等の見直しも必要なのではないかと思うんですが、この点はどうなのかというこ

とが1点です。

意見として、危険箇所をどんどん広くしていく、それから危険箇所を示す、これは本当に大事な部分ではあると思います。ただ、危険性をただ知らせるだけではなくて、改善も大事だと思いますので、その改善したところも周知していくということが、これからは必要なのではないかなということも、意見として述べさせていただきます。

1点だけご質問をよろしくお願ひします。ご答弁をお願ひしたいと思ひます。

【議長】 はい、〇〇委員からご質問を頂きました。ご返答をお願ひいたします。

【危機管理担当副参事】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【危機管理担当副参事】 防災危機管理課長の岩田と申します。

ただ今、多摩川の掘削の件で、また、それが終わった後、ハザードマップの修正があるかというご質問にお答をいたします。

現在、多摩川に関しましては、川底の掘削作業、掘る深さとしては1メートルを、令和6年度までの期間で掘削工事が行われようとしております。府中の区域につきましては、具体的な工事期間というのはまだ示されておられません、令和6年度までには必ず行うという国の見解でございます。

また、この掘削作業が終了した後のハザードマップにつきましては、もともと国のほうでハザードマップの基礎となるデータを提供して決めているものでございますので、国の動向を注視しながら、府中市といたしましても、必要に応じてハザードマップの

修正をかけていきたいと考えております。以上でございます。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 ありがとうございます。結構でございます。

【議長】 ありがとうございます。

他にありますか。はい、○○委員、どうぞ。

【○○委員】 すいません、ありがとうございます。

今回の見直し案ということで、まず2点、質問させていただきたいと思います。

8ページの改定のポイントなんですけれども、③、「ICT等の新技術を積極的に活用した」というような表記がございますけれども、もう少し具体的にお示しいただければと思います。

2点目ですけれども、細かい点で申し訳ないんですけれども、189ページ、「3・4・3号（狛江国立線）の早期事業化による安全で快適なまち」というような記述がございます。現在の進捗よく状況をお示しいただければと思います。

2点、お願いいたします。

【議長】 ○○委員より、2点、ご質問を頂きました。ご返答をお願いいたします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【計画課長補佐】 1点目のICTの新技術を積極的に活用したまちづくりの具体的な内容ということですが、まず一つとしては、45ページに記載がございます「公共交通ネットワークの維持・充実」の中の「持続可能な公共交通ネットワークの形成」、その中のMaaSなどの新たなモビリティサービスの活用、また自動運

転の活用等がございます。その他にA I、人工知能の活用ですとか、デジタルトランスフォーメーション、進化したI T技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものと変革させるという概念がございますので、そういったものを活用していきたいと考えております。

続きまして2点目の、3・4・3号の進ちょく状況でございますが、こちらにつきましては、関係機関でございます東京都と各種協議を重ねているところでございます。具体的な進捗はございません。こちらにつきましては、令和7年度の事業化に向けて、東京都との協議を重ねているところでございます。以上でございます。

【議長】 はい。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 大丈夫です。

【議長】 よろしいですか。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇です。ありがとうございます。

意見が一つと、質問が一つです。

まず意見ですが、56ページ、「身近な暮らしを支えるまちづくり」として、介護・医療サービスの連携などと書いてありますが、これからやはり在宅医療だとか在宅療養の課題というのは大きいのかなと思います。

この中に、もし可能であれば、在宅医療とか在宅療養といったものに触れていただくとよろしいのかなと思いました。細かいのは、高齢者政策などで表現されているとは思うんです。その計画の高齢者政策などをつなげるような文言を入れていただくといい

のかなと思いました。

それから二つ目ですが、先ほど〇〇委員からエネルギーの質問がございました。私も、エネルギーの地産地消というのは、地域のこれからの課題かなと思っているので、そういうものを、もう少し触れていただいたほうがいいかなと思います。

先ほどのご答弁では、広域の問題なのであまり触れてないというような答弁があったかなと思うんですけど、もうちょっと分かりやすく説明していただけないかなと思います。また、個別の計画でそういうものを考えていくというようなお話でしたけれども、個別の計画は何を指されているのかを教えてください。

【議長】 〇〇委員から質問と意見を頂きました。

【次長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【次長】 はい。ご質問のエネルギーに関することですが、申し訳ございません、先ほどの答弁で、エネルギーに関しては広域的なということで答弁させていただいたところですが、委員ご指摘のとおり、エネルギーに関しては広域という概念ではなく、やっぱり地域、個別での対応というのはそれぞれありますので、広域という観点でこの計画のところに載っていないということに関しては、答弁は訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

個別の計画というところですが、個別の計画というと、関連する計画として環境基本計画ですとか、そのような計画も出てきます。当然、そちらの計画への記載っていうのも出てくるのですが、両委員からご指摘がありましたとおり、エネルギーに関

しては、若干、この計画の中には不足している部分があるかと思
います。再度、検討事項という形で整理させていただきたいと思
いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 ありがとうございます。

【議長】 他に、ご質問やご意見はございませんでしょうか。は
い、○○委員、どうぞ。

【○○委員】 ○○です。意見というか要望というか、第1から
第8地域全体に共通することだと思うんですけれども、緑の府中
とか緑のまちづくり、「緑」という言葉がいろいろ出てきています。
例えば51ページを見ますと、この中に、「低炭素まちづくりの推
進」とか、いろいろあるわけですが、上のほうにはマンション分
譲の関係の道路沿道の緑化を誘導した事例とあります。

私が住んでいます第8地域にも、毎年、何十軒か新しい戸建て
の住宅ができてきています。その中で思いますのは、今の一戸建
て住宅で、例えば庭木一本ない家がすごく多いんですね。この行
政の指導を考えたほうがいいのかと思うんですが。ご存じのよ
うに、植物は二酸化炭素を吸って酸素を出すわけですから。

低炭素のまちづくりの、微々たる量かもしれませんが、
そういうのが積み重なることによって低炭素のまちづくり全体に
貢献できると思われれます。屋上の緑化とか、そういうのももちろ
ん必要ですけれども、一戸建て住宅は、最低限、例えば庭木を何
本以上植えるとか、そういった行政指導ができるような形で、ど
こかに落とし込んでいただけるといいのかなと思います。以上で
す。

【議長】 ○○委員、どうもありがとうございました。ご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。○○委員、どうぞ。

【○○委員】 先ほど、ICTの活用のところで、デジタルトランスフォーメーションのことを述べられたんですけども、具体的にどういうことをやろうとしているのか。この時点では、具体的にになってなかったと思うんですけども、今後どういうふうに考えていこうとしているのか、法も通ってデジタル庁ができるとか、そういったところもあるんですけども、その辺をお聞かせください。

それから今後のスケジュールですけども、この答申が示されて、今後、9月にパブリックコメント、それから11月に都市計画審議会、この審議会にかかるということです。実際に審議会までに、中間報告みたいなものがあるのかどうか、いきなりこの方針が審議されるようになるのか、その辺がちょっと気になります。

それから、「安心・安全のまち」ということで、府中崖線のハケ下のところでは、水害に加えて、ハケの危険性というのが非常に市民的な関心事になっています。この計画上、水害、洪水想定がされる地域と違って、特徴的なまちづくりの方針が具体的にもう少し示していただきたいなと思います。これは意見です。以上です。

【議長】 ○○委員、どうもありがとうございました。3点、質問がされました。ご返答をお願いいたします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 はい。1点目のICTの活用についてでござ

いますが、先ほどご答弁させていただきましたデジタルトランスフォーメーションなどの具体的な活用方法というのは、記載しておりません。また、今後、また新たな技術等が出てくるかと思えますので、そういったものをまちづくりの中にどうやって活用できるか、そういったものを検討しながら、導入できるものについては導入して、まちづくりに生かしていきたいと考えているところでございます。

【次長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【次長】 はい。委員のご指摘は、中間報告があるのかというところかと思いますが、本件につきましては、既に昨年度の都市計画審議会から議論がなされておりました、説明させていただきました、別紙の資料、実はこちらが中間報告になりました、昨年12月10日開催の当審議会において、中間報告をさせていただいております。この中間報告を経て本日に至っておりますので、今後の予定といたしましては、パブリックコメントを実施して、再度、最終的な決定の都市計画審議会を11月に開催していただきたいと考えているところでございます。以上です。

【議長】 委員、何か追加のご意見、ありますか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

他に、ご意見等、ありますでしょうか。

多くの方からご意見を頂きました。意見を踏まえて、対応していきたいと存じます。

それでは、第1号議案、「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて」、先ほど頂きましたご意見等を踏まえて、原案

のとおり決することで異議はないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで、本案につきましては、原案のとおり決することといたします。大変ありがとうございます。

第1号議案、「府中市都市計画に関する基本的な方針の見直しについて」、審議が終わりましたので、〇〇部会長はここで退席いたします。大変ありがとうございました。

また、職員の入替のため、しばらくお待ちしていただきたいと思います。では、職員の皆さん、どうぞ。

(〇 〇 部 会 長 退 室)

(事 務 局 職 員 入 替 わ り)

【議長】 では、進めていきたいと思えます。

それでは、日程第6、第2号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、公園緑地課長補佐、よろしく申し上げます。

【公園緑地課長補佐】 はい。それでは、ただ今、議題となりました第2号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった、生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第2号議案、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約94.34ヘクタールでございます。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが3件、約2,830平方メートルでございます。

削除を行う3件のうち、買取申出に伴い、行為制限の解除されたものが2件、2,820平方メートル、残りは、生産緑地法第8条第4項の通知により、公共施設として利用される1件、10平方メートルです。

それぞれ、計画図でご説明いたします。資料の5ページをお開きください。

右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。

計画図の中央をご覧ください。番号65 地区名 白糸台地区
甲州街道と旧甲州街道の間に位置し、令和2年7月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,710平方メートルを削除するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面中央 番号201
地区名 若松町地区 浅間山通りの西側に位置し、令和2年9月25日に狭あい道路拡幅整備事業用地となり、地区の一部、約10平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。図面中央 番号362
地区名 美好町地区 旧甲州街道の南側に位置し、令和2年5月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,110平方メートルを削除するものです。

2 ページにお戻りください。

新旧対照表でございますが、先ほどご説明した削除する3地区に加え、面積精査の対象地区について、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。表の一番左の列が地区番号を表しています。削除するのは先程のとおり地区番号65、201、362の3地区です。

この他の68地区は面積精査を行うものです。これは、特定生産緑地制度の開始に備え、生産緑地に指定されている土地を農地台帳及び登記情報により突合を行った結果、複数の地区で面積について指定面積との間に差異が確認されたため、これを登記地積に統一することといたしました。差が生じた主な原因としましては、指定から長い年月が経過する間に、各地区で一部削除や追加、分割が行われたことや、地権者による分合筆や地積更正が行われたことで、指定面積と登記面積との乖離が生じたものです。

その結果、68の地区で面積精査が必要となり、結果、570平方メートルを増ずることといたします。

4 ページをご覧ください。下段の「変更概要」でございますが、変更事項の欄、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2の「区域の変更」につきましては、計画図でご説明したとおりです。3の「面積の変更」につきましては、地区数は、441件から440件となり、1件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約94.57ヘクタールから約94.34ヘクタールとなり、約0.23ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第1

9条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年6月1日付けで意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年6月9日から6月23日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。なお、第2号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

【〇〇委員】 確認させてください。

【議長】 はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 確認をさせていただきたいんですが、これは、今年の6月現在というものでよろしいんですね。農地法の改正とかいろいろありまして、数件、生産緑地の追加指定があったと思いますが、削除のみの説明しかありませんけれども、反映されているということでもよろしいんですね。

また、今年も、先日、約5,500平方メートルの追加申請が

ありまして、現地を見に行ったところです。それは、多分、来年の反映になるのかなと思いますけれども、その辺の確認をさせていただきます。

【議長】 ○○委員から確認ございました。よろしく申し上げます。

【公園緑地課緑化推進係長】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課緑化推進係長】 こちらの情報は、昨年の秋の時点での数字でございます。先日、農業委員と確認した追加分については、今年の年末の審議会でご審議いただくものになりますので、それは含んでおりません。登記面積については、先ほどお話ししたとおり昨年中の確認作業になりますので、今年の6月ではございません。以上です。

【議長】 ありがとうございます。○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 はい、ありがとうございます。

【議長】 他に何か、ございますでしょうか。

ないようですので、決議をしたいと存じます。

第2号議案について、採択したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、第2号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」については、原案のとおり決することといたします。大変、ありがとうございます。

では、次の議題に移っていきたいと思います。

日程第7、第3号議案、「府中都市計画住宅市街地の開発整備の

方針の変更に係る原案」ということで、議題とさせていただきます。それでは、議案の説明をお願いします。

【住宅課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【住宅課長補佐】 それでは、ただ今、議題となりました、第3号議案「府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る原案」につきまして、ご説明いたします。

本件につきまして、「住宅市街地の開発整備の方針」は、「都市計画法」及び「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」、いわゆる大都市法に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、東京都が決定する都市計画で、概ね5年毎に見直しがなされるものでございます。

このたび、都から、令和3年6月1日付で、都市計画法第15条の2第2項の規定に基づく原案資料の作成依頼がありましたので、作成した原案を、本審議会にお諮りするものでございます。

今回の変更にあたりましては、平成27年3月に都市計画決定された現行の「住宅市街地の開発整備の方針」につきまして、大都市法第4条第2項の規定により、令和3年度末に都が改定予定の「東京都住宅マスタープラン」の内容に適合させる必要があること、また、都市計画法第6条の2第3項の規定により、本年3月に都が都市計画決定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」に内容を即す必要があることを踏まえ、令和4年秋頃の都市計画決定に向けて変更作業が進められているものでございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明申しあげます。

第3号議案、資料の1ページをご覧ください。

資料1ページから6ページまでが、方針本文の原案となっております。まして、「策定の目的等」や「住宅市街地の開発整備の目標」、「良好な住宅市街地の整備又は開発の方針」、及び「重点地区の整備又は開発の方針」について記載がございます。

方針本文につきましては、基本的に多摩地区26市とも共通の内容となっておりますが、4ページ右側から6ページ左側2行目までについては、都が「都市づくりのグランドデザイン」において定めている4つの地域区分、2つのゾーンのうち、各市が属する地域区分、ゾーンに関する記載となっておりますので、本市と異なる地域区分、ゾーンに属する市とは、内容が異なっております。

また、3ページ左側から4ページ左側まで、赤枠で囲っております範囲につきましては、本方針の内容を適合させる必要がある「東京都住宅マスタープラン」が、令和3年度末の改定に向け、現在、東京都住宅政策審議会において審議途中の段階ですので、現時点での改定案に整合させている部分となります。したがって、今後の審議状況によっては、特に記載内容に変更が生じる可能性がある部分となっております。なお、赤枠以外の部分につきましても、本方針の変更に係る手続きを「東京都住宅マスタープラン」の改定作業と並行して行っている関係上、記載内容に変更が生じ得るという点につきまして、ご承知おきいただきたく存じます。

続きまして、7ページは、別表「重点地区の整備又は開発の計

画の概要」、8 ページは「総括図」、9 ページ及び 10 ページは「重点地区の附図」でございます。また、11 ページ以降は、新旧対照表を添付しております。

それでは、現行の方針からの主な変更点につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが 11 ページをお開きください。こちらは、右側が現行の方針、左側が変更案となっております、下線部分が変更点となります。

1 「策定の目的等」の(2)「位置付け」では、本方針が整合を図るべき計画等について記載しており、12 ページに移りまして、「東京の都市づくりビジョン(改定)」を削除し、本年3月に策定されました「未来の東京」戦略、また、平成29年9月に策定されました「都市づくりのグランドデザイン」を、新たに位置付けるものです。

続きまして、2 「住宅市街地の開発整備の目標」の(1)「実現すべき住宅市街地の在り方」でございますが、13 ページにうつりまして、自然災害や環境対策、DXの進展への対応等が住宅施策に求められている中、都市計画区域マスタープランに掲げる東京が目指すべき将来像を踏まえ、概成する環状メガロポリス構造を活用した機能的かつ効率的な地域構造の実現に加え、集約型の地域構造への再編を前提とした、成長と成熟が両立した明るい未来の東京の住生活の実現を、基本的な目標として掲げることとしております。

続きまして、(2)「住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標」でございますが、15 ページにかけまして、赤枠で囲っております範囲につきましては、「東京都住宅マスタープ

ラン」の現時点での改定案に整合させている部分となります。

こちらは、右側の現行の方針では、方針を決定した平成27年当時の東京都住宅マスタープランに掲げられている、4つの視点と10の目標に基づき、記載されておりますが、変更案では、14ページの①「ポストコロナ・DX」から③「気候変動・災害」までの3つの視点に立ち、『「新たな日常」やDXの進展等に対応した新たな住まい方の実現』から、15ページにうつりまして、「住宅ストックが循環する持続可能な社会の実現」まで、9つの目標を掲げる予定のものでございます。

続きまして、15ページから18ページにかけまして、3「良好な住宅市街地の整備又は開発の方針」に関する変更点についてでございますが、現行の方針では、当時の東京都住宅マスタープランでは、「東京の都市づくりビジョン（改定）」を基に、東京を5つのゾーンに区分し、それぞれの地域の将来像を示しており、そのうち府中市域は「核都市広域連携ゾーン」に分類されていたため、当該ゾーンが目指すべき方針について記載しておりましたが、変更案では、令和3年度末改定予定の東京都住宅マスタープランが、新たに「都市づくりのランドデザイン」における4つの地域区分と2つのゾーンに基づき、住宅市街地の地域ごとの整備の方向を明らかにしていくこととしておりますので、府中市域が属する2つの地域区分と1つのゾーンについて、その特性と将来像を踏まえた都市づくりの視点から、方針を定めております。

地域区分の①「新都市生活創造域」は、概ね環状7号線から、西側はJR武蔵野線まで、東側は都県境までを区域としておりますが、駅等を中心に、生活に密着した都市機能が集積した地域の

拠点や生活の中心地の形成を進めるとともに、職住の融合、大規模団地の更新、木造住宅密集地域の改善、みどり豊かな環境の保全・形成などを図り、都民の生活の場としての住宅市街地を整備する方針を記載しております。

17ページに移りまして、②「多摩広域拠点域及び多摩イノベーション交流ゾーン」では、まず「多摩広域拠点域」は、概ねJR武蔵野線から圏央道までを区域としておりますが、職住の融合や集約型の地域構造への再編に向けた、駅周辺や公共交通の利便性が高い身近な中心地への複合的な土地利用の誘導、団地再生の推進、みどり豊かな環境の保全・形成などを図り、良好な住環境を形成していく方針を記載しております。

続きまして、17ページの一番下をご覧ください。「多摩イノベーション交流ゾーン」は、本市の「府中基地跡地留保地周辺地区」が、都の「多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業」の実施地区に選定されていることから、当該ゾーンが位置付けられており、イノベーション創出のための機能の集積を強化し、複合的な土地利用を誘導していくこととしております。

続きまして、4「重点地区の整備又は開発の方針」でございますが、19ページ及び20ページの新旧対照表をご覧ください。

本方針が掲げる市内の重点地区でございますが、現行の方針では、「府中駅南口地区」、「南町四丁目地区」、「日鋼町 日鋼団地地区」の3地区となりますが、変更案では「府中駅南口地区」を削除し、2地区としております。

各地区の変更概要でございますが、左から3列目「府中駅南口地区」につきましては、市街地再開発事業の完了に伴い、

左から2列目の変更案において、重点地区から削除いたします。

続きまして、「府．3 南町四丁目地区」でございますが、地域区分につきまして、さきほど「良好な住宅市街地の整備又は開発の方針」においてご説明しましたとおり、「核都市広域連携ゾーン」から「多摩広域拠点域」に変更しております。

次に、20ページをご覧ください。「府．4 日鋼町 日鋼団地地区」につきましても、同じく、地域区分を「核都市広域連携ゾーン」から「多摩広域拠点域」に変更しております。

重点地区につきましては、8ページに総括図、9ページ及び10ページに各地区の附図がございますので、あわせてご確認くださいませう、お願いいたします。

なお、今後のスケジュールでございますが、都は、各区・市・町からの原案資料をとりまとめ、素案の縦覧及び公聴会を令和3年度中に行う予定でございます。

その後、令和4年春頃に区・市・町に意見照会が行われ、都の都市計画審議会で審議のうえ、令和4年秋頃に都市計画決定される予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 はい。ありがとうございました。議案の説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【〇〇委員】 すいません。

【議長】 はい。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 今、ご説明していただいた最後のほうの19ページ、20ページの、「府．3 南町四丁目地区」と、「府．4 日鋼町 日鋼団地地区」について、核都市広域連携ゾーンというも

のから多摩広域拠点域ということで変更があったと。その下のマトリックスの表にある各項目を見ますと、特に内容的に変わった記述がないようなんですけども、地域区分が変更されることによって何が変わるのかを教えてくださいと思います。以上です。

【議長】 ○○委員から、ご質問がありました。ご返答願います。

【住宅課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【住宅課長補佐】 今回の改定におきましては、東京都が新たに定めております4つの地域区分と2つのゾーンという位置付けに、考え方を大きく変更してございます。

その中で、本市が該当いたしますのが、新都市生活創造域、多摩広域拠点域及び多摩イノベーション交流ゾーンが該当するところでございます。今回は、東京都の新たな住宅マスタープランの記載に沿った形で、目標の部分の詳細を新旧対照表のとおり書き換えるものでございます。そうした中で、主な施策としては、「新たな日常」やDXの進展等、また住宅セーフティネットの強化、長寿社会実現に向けた高齢者居住の安定など、近年の新たな施策に基づきます内容を明確に示すという趣旨で、今回、全面的に、記載を変更しております。

ただ、既に選定しております各地区につきましては、それぞれの施策の内容について変更があるものではございませんので、そこについての記載が変更するものではございません。ただ地域区分が変わるという考え方でございます。

また、今回、3地区のうち1地区、府中駅南口地区につきましては、開発が完了したということで削除するものでございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 はい、いいです。

【議長】 はい、ありがとうございます。他に何かご質問ありませんか。はい、○○委員、どうぞ。

【○○委員】 16ページ、17ページあたりにつきまして、今のご質問にも関わるかもしれませんが。核都市広域連携ゾーンから新たなゾーンに変わるということですが、その際に、新都市生活創造域とか多摩広域拠点域という、市がその3種類から選べるということですか。今までは核都市広域連携ゾーンだったのが、新都市生活創造域にもできるし、多摩広域拠点域にもできるけれども、今回は多摩広域拠点域を選択したということでしょうか。

そうだとすると、どうしてこの新都市生活創造域ではなくて多摩広域拠点域を選んだのかということ、この日鋼団地地区と南町四丁目地区と、それぞれこのゾーンを選んだということの説明をお願いします。

【議長】 はい、ありがとうございます。○○委員から質問がありました。

【住宅課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【住宅課長補佐】 今回の4つの地域区分と2つのゾーンにつきましては、東京都が定めます「都市づくりのグランドデザイン」において示されたものでございまして、これまでの考え方に新たな施策を加えたもので、また記載については大きく見直しを行っております。

そうした中で、東京都全域をゾーンごとに分けるという東京都の考え方に基きまして、ゾーンを設定されたものでございます。府中市はここに該当するということで、今までの多摩地域広域連携ゾーンが、多摩広域拠点域に変わったという位置付けになります。以上でございます。

【住宅課長】 議長、すいません。

【議長】 はい、どうぞ。

【住宅課長】 すいません、補足をさせていただきます。

【議長】 はい、補足、どうぞ。

【住宅課長】 この2つの地区につきましてはいずれも多摩広域拠点域ということでございますけれども、先ほど説明の中で触れさせていただきましたが、この拠点域、新都市生活創造域と多摩広域拠点域は、概ね武蔵野線を挟んで東西に分かれています。両地区につきましては、いずれも武蔵野線より西側に位置するということで、多摩広域拠点域に位置付けを変更させていただいたものでございます。以上でございます。

【議長】 ○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 はい。

【議長】 他に何か、ご質問はありますでしょうか。

【○○委員】 議長。

【議長】 はい、○○委員、どうぞ。

【○○委員】 すいません。3点あります。

今日、他の議題と重なっていたので気付いたんですけど、都市計画マスタープランと重ねてみて、もしかしたらずれているかもしれないと思いましたので、確認を頂ければと思います。

あと、多分、この14ページ、15ページのところにある赤く囲まれたところが決まっていなくて、後ろが決まっていなくていいんじゃないかなと思います。16ページや17ページの記述を拝読すると、少し古いなというのがあります。14ページの赤く囲まれたところの中にも気候変動とか災害とかポストコロナという新しいことが書いてあるんですけども、それが、16ページや17ページに反映されていないのがあります。

東京都が作業されているので放っとけばいいのかなと思うんですが、少し不安なので一応、申しあげておきます。例えば16ページの①の「新都市生活創造域」の中に、今日、都市計画マスタープランの審議の中でも、皆さんが気にされていた低いところ、多摩川沿いの平地の水害が危ないところに関する記述が全くないんですね。木造住宅密集市街地の話はあるんですけど、風水害の話が全く書かれていません。書いておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、府中市的にもう少し書いておいて欲しいところは、1番のところと2番のところ、どっちにも係ってくると思うんですけども、工場を結構、抱えているところだと思うんです。なので、「住宅と工場がきちんと共存するように」と書いてもらうとか、あるいは、工場はイノベーションなどに関わってきそうな気がするので、イノベーション工業ゾーンなどともう少しきちんと書いてもらうとか、東京都に伝えてもいいんじゃないかなと思いました。ご検討いただければと思います。以上です。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。もろもろのご意見を頂きました

た。これから調整があると思いますから、その調整を踏まえて、今のご意見を受け止めたいと思います。よろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 他に何か、ございませんでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 この開発整備の方針というのは、府中市の住環境、住宅市街地の効果的・効率的な整備の推進とあるのですが、これを拝見しますと、割と新しく建てる、建て替えるというようなことを目的に作っているのかなと思います。空き家が増えてきたりすると思われまますので、既存の建物に関する整備の方針みたいなものも、中に入れ込むことはあり得るのかということをお伺いしたいです。

あと、もう1点ありまして。公営住宅の建て替えということが書いてありますけれども、非常に格差が拡大しているという報道などがあると思うんですけれども、住宅のセーフティネットというところでは、府中市がどのように考えておられるのかというのを、ぜひ記載していただければと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 〇〇委員、どうもありがとうございます。2点ございましたね。よろしくお願ひします。

【住宅課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【住宅課長補佐】 まず1点目の既存住宅の整備の方針についても記載すべきではないかということでございますけれども、今回の内容につきましては、東京都からまず原案をご提案いただきま

して、それについて府中市としての意見を述べさせていただきまして、それを反映したものとして作成したものでございます。

そうした中で、当然ながら既存住宅のこともこの中で考えていくところではございますが、特に重点地区として提案しております地区につきましては、今後、概ね5年以内に事業実施が見込まれる地区を選定するという考え方がございまして、その考え方に基づき記載をしておるものでございます。

ですので、例えば本文の中に、既存住宅の整備についてももう少し記載を増やすということであれば、そのご意見を東京都にお伝えする必要があるものと考えてございます。

また、住宅セーフティネットの府中市の考え方でございますけれども、本市におきましては、令和2年7月に居住支援協議会を立ち上げまして、それに伴い、現在、住宅課に住まい相談窓口を設置してございます。令和2年度におきましても50件程度の相談を受けてございまして、それに基づきまして、住まい先を探す支援を行ってございます。

今後も居住支援協議会を通じてさまざまな施策を行いまして、住宅セーフティネット制度の構築について、またこれからどんどん制度も変わっていくところがございますので、しっかり進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

【議長】 ○○委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

【○○委員】 はい。

【議長】 今、頂いた意見を反映して進めていくということでありまして。他に、何かございますでしょうか。

ないようですので、採決したいと思います。

第3号議案、「府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る原案」について、原案のとおり決することにいたしたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 はい。異議ないということで、原案のとおり決したいと存じます。大変ありがとうございます。

では、次の議題に移っていきたいと思います。

日程第8、報告事項1、「府中都市計画道路の進ちよく状況について」、事務局から報告をお願いしたいと思います。

【道路企画担当主幹】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【道路企画担当主幹】 それでは、報告1、府中都市計画道路の進ちよく状況につきまして、ご報告いたします。

1の施行主体別進ちよく状況でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。

完成率につきまして、国施行は、国道20号の1路線、完成延長は6,730メートルで、完成率100パーセント、東京都施行は、11路線、完成延長は2万5,650メートルで、完成率73.8パーセント、府中市施行は、25路線、完成延長は2万6,713メートルで、完成率88.6パーセントでございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は、5万9,093メートルで、完成率82.5パーセントでございます。

続きまして、2の路線別進ちよく状況でございますが、恐れ入

ります、資料 3 ページ、A 3 判資料の府中都市計画道路進ちよく現況図におきまして、ご説明させていただきます。

最初に東京都施行の主な進ちよく状況でございますが、図面左側、赤色でお示ししております府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号 東京八王子線、新府中街道との交差点から、国立市境の西府町 4 丁目までの区間、延長 1, 0 3 0 メートルにつきまして、平成 2 3 年 7 月に都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

また、平成 3 1 年 1 月に、令和 7 年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備工事が進められており、用地取得率は、国立都市計画道路 3・3・2 号 東京八王子線の区間を含め、令和 3 年 4 月末現在で約 9 8 パーセントとなっており、今年度は街路築造工事等を一部行う予定と伺っております。

次に、府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号 東京八王子線から、国立市境の桜通りにつながる赤色部分の府中都市計画道路 3・4・5 号 新奥多摩街道線、延長 2 4 0 メートルにつきまして、平成 2 5 年 7 月に都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

平成 3 1 年 2 月に、令和 7 年度まで事業期間変更し、現在、用地取得とともに整備が進められており、用地取得率は、国立都市計画道路 3・4・5 号 立川青梅線の区間を含め、令和 3 年 4 月末現在、約 8 9 パーセントとなっており、今年度は排水管設置工事等を行う予定と伺っております。

次に、図面中央 上側、赤色部分の府中都市計画道路 3・4・2 1 号 府中国分寺線についてでございますが、

平成31年3月に令和9年度までの事業期間といたしまして、都市計画事業認可を受け事業に着手しております。

続きまして、府中市施行の主な進ちよく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路3・4・16号 府中東小金井線、都道人見街道から北へ市道1-131号までの一期区間、延長744メートルにつきまして、平成22年4月の都市計画事業認可後、平成28年3月に平成31年度までを事業期間としておりましたが、引き続き、令和2年3月に令和7年度までの事業期間の変更認可を受けております。

現在、用地取得を進めており、用地取得率は令和3年3月末現在、約98パーセントとなっており、今年度は一部区間において街路築造工事を実施し、昨年度に引き続き、一部区間の無電柱化を図るための電線共同溝工事を実施しております。

続きまして、同じく府中都市計画道路 3・4・16号 府中東小金井線の、市道1-131号から北へ東八道路までの延長411メートルの二期区間、及び府中都市計画道路 3・4・11号 多磨墓地前線といたしまして、西武多摩川線 多磨駅の西側交通広場約1,800平方メートルを含むあんず通りまでの区間、延長140メートルについてでございますが、2路線ともに平成28年4月に都市計画事業認可を受け、令和4年度までの事業期間とし、現在、用地取得を進めておりまして、用地取得率は、令和3年3月末現在、3・4・16号二期区間は約77パーセント、府中都市計画道路 3・4・11号が約65パーセントでございます。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。報告が終わりました。

この件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 はい。ご承認いただきましたので、「府中都市計画道路の進ちよく状況について」の報告、報告了承とさせていただきます。大変ありがとうございます。

続きまして、報告事項、「府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について」、事務局から、説明をお願いします。よろしくお願ひします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい。

【公園緑地課長補佐】 それでは、府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況につきまして、ご報告いたします。

報告事項の2、次ページの資料をご覧ください。

表の数値は、令和3年4月1日現在のものです。

表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は、合計で90か所、面積は291.56ヘクタールでございます。令和2年と比べ、増減はありません。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、全部または一部で供用を開始している公園・緑地は、87か所、面積は、151.19ヘクタールでございます。令和2年と比べ、増減はありません。また、供用を開始していない未供用部分の面積は、140.37ヘクタールで、全部が未供用となっている公園・緑地は、3か所でございます。令和2年と比べ、増減はありません。

なお、供用率は全体で51.86パーセントでございます。

令和2年と比べ、増減はありません。

次に市民一人当たりの公園・緑地の供用面積でございますが、5.80平方メートルでございます。令和2年と比べ、0.01平方メートルの減少となりますが、これは人口の増加によるものです。

以上で、表の説明を終わります。

今後とも公園・緑地の適切な維持管理と整備に努めてまいります。以上で報告を終わります。

【議長】 はい。ありがとうございました。報告が終わりました。この件につきまして、何かご質問、ございませんでしょうか。

ないようですので、「都市計画公園・緑地の進ちょく状況について」、報告、了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 はい、ありがとうございます。異議なしということで了承とさせていただきます。大変ありがとうございました。

日程第9、「その他」でございますが、事務局から報告がございますでしょうか。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい。

【都市計画担当主査】 事務局から1点、ご報告させていただきます。

今後の都市計画審議会の開催予定についてでございます。

次回の予定は、令和3年11月上旬を予定しております。また、皆様には、開催通知等でお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

【議長】 はい。報告が終わりました。この件につきましては、よろしくお願いいたしたいと存じます。大変ありがとうございました。

皆様方から、その他ということで、何かございませんでしょうか。

ないようですので、本日の日程は以上でございます。本日は、委員の皆様方には、大変、貴重な時間を費やしていただきまして、大変ありがとうございます。

では、これで都市計画審議会、閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○